

令和4年度

新宮東中学校 P T A 定期総会



令和4年4月30日(土)

於 新宮東中学校

総 会 次 第

1 開会のことば

2 PTA会長あいさつ

3 校長あいさつ

4 議長選出及び諸係指名

5 議事

【書面決議】

(1) 第1号議案 令和3年度活動報告について

(2) 第2号議案 令和3年度収支決算報告及び会計監査報告について

(3) 第3号議案 令和4年度役員・監事の選出について
(各委員会正副委員長の紹介)

(4) 第4号議案 令和4年度活動計画(案)について

(5) 第5号議案 令和4年度収支予算(案)について

(6) 第6号議案 令和4年度ふれあい活動(案)について

6 議長退任

7 教職員の紹介

8 その他

9 閉会のことば

第1号議案

令和3年度 活動報告（本会活動）

令和3年度

月	日	事業名及びその概要	月	日	事業名及びその概要
5	1	新宮東中学校PTA総会（書面決議）	12	7	3 学年学級委員会 出席（感想文添削）
	10	ふれあい活動希望調査票振り分け作業		9	施設安全委員会 出席
	11	第1回 役員会・運営委員会		14	本会会計説明会（候補者）
	13	新宮町PTA連合会総会（書面のみ）		16	新宮町PTA連合会 意見交換会
	27	施設安全委員 アンケート作成配布作業			
	28	臨時運営委員会	1	14	花植え作業 打合せ
6	4	ふれあい活動決定通知書作成作業（3 学年）		21	臨時役員会（オンライン）
	7	ふれあい活動決定通知書作成作業（1 学年）		26	給食委員会（新宮町役場）（中止）
	8	地域集会事前打ち合わせ	2	10	第6回 役員会・運営委員会（オンライン）
	10	ふれあい活動決定通知書作成作業（2 学年）		28	修学旅行話し合い（オンライン）
	17	第2回 役員会・運営委員会			
	18	地域代表委員会・施設安全委員会 出席	3	3	本会役員会
7	1	第1回 地域集会		5	花植え作業（PTA評議委員有志）
	20	第2回 地域代表委員会 出席		11	卒業証書授与式（会長出席・駐車整備）
				15	第7回 役員会・運営委員会
8	21	日本PTA全国研究大会 北九州大会（オンライン）		22	第2回 新宮町PTA連合会 役員会
	26	第3回 役員会・運営委員会		24	地域代表委員会・施設安全委員会 役員決め出席 新役員立候補アンケート配布
9	7	修学旅行話し合い		26	第2回 市町村代表者会議
	12	コスモス種植え作業	4	5	PTA会計監査
	17	人権・同和教育研修会（中止）		8	第4回新宮東中学校入学式（会長出席・駐車整備）
	30	第4回 役員会・運営委員会			令和4年度 1 学年学年学級委員・長副 役員決め 令和4年度 2 学年・3 学年学年学級委員 役員決め
10	16	第3回 体育会		14	令和4年度 2 学年学級委員・文化教養 長副決め
	22	第3回 ひがし文化発表会		15	令和4年度 地域代表・施設代表・3 学年学級委員 長副決め
	27	第1回 新宮町PTA連合会 役員会		17	県PTA連合会 まなびのひろば（全体会）
11	2	制服検討委員会		19	令和4年度 新旧評議委員会
	2	給食会計監査		21	令和4年度 新宮町PTA連合会 新旧役員会
	4	第5回 役員会・運営委員会		30	令和4年度 PTA総会（書面決議）
	11	母親代表者研修会			【令和3年度 感染症対策 発令期間】
	18	修学旅行話し合い			2021/5/12～2021/6/20：緊急事態宣言 2021/6/21～2021/7/11：まん延防止等重点措置 2021/8/2～2021/8/19：まん延防止等重点措置 2021/8/20～2021/9/30：緊急事態宣言 2022/1/27～2022/3/6：まん延防止等重点措置

令和3年度 活動報告（地域・施設・文教委員会活動）

令和3年度

	地 域 代 表	施 設 安 全	文 化 教 養
1 学 期	4/15 長副決め、新旧引継ぎ 4/20 新旧評議委員会 4/27 地域名簿作成用調査票作成 5/10 地域名簿作成用調査票配布 5/11 第1回 運営委員会 5/28 臨時運営委員会 5/31 地域集会案内配布 (区長様、青少年安全指導員様宛て) 6/17 第2回 運営委員会 6/18 地域名簿調査票仕分け 地域集会役割分担決め 7/1 第1回地域集会 7/20 第2回地域代表委員会 ・地域集会の感想（改善点等） ・PTA会報誌ふれあい配布依頼	4/15 長副決め、新旧引継ぎ 4/20 新旧評議委員会 5/11 第1回 運営委員会 5/28 臨時運営委員会 6/17 第2回 運営委員会 7/1 地域集会出席 ・危険箇所抽出結果報告 ・提案書の提出 8/10 危険箇所写真収集 8/12 危険箇所画像報告	4/22 長副決め、新旧引継ぎ 5/11 第1回 運営委員会 5/28 臨時運営委員会 6/17 第2回 運営委員会 6-7月 「ふれあい」7号作成・編集 7/20 「ふれあい」7号発行
2 学 期	8/26 第3回 運営委員会 9/30 第4回 運営委員会 11/4 第5回 運営委員会	8/26 第3回 運営委員会 9/7 廃品回収打合せ（長副） ・中止決定 9/14 廃品回収中止文書作成（長副） 9/30 第4回 運営委員会 10/26 施設安全委員会 ・本会新役員選出について話し合い 11/4 第5回 運営委員会 11/18 次年度役員選考話し合い 11/26 次年度役員選考話し合い 12/9 次年度役員選考話し合い 11/19 第5回 運営委員会	8/26 第3回 運営委員会 9/30 第4回 運営委員会 10/16 体育会写真撮影 (3年生保護者のみ) 11/4 第5回 運営委員会 11-12月 「ふれあい」8号作成・編集
3 学 期	1/13 第2回 地域集会の案内 ・プリント作成、配布準備 1/28 第2回 地域代表委員会（中止） ・出欠票仕分け作業 2/8 第2回 地域集会（中止決定） 新役員決め（延期） 2/10 第6回 運営委員会 3/5 校内花植え作業 3/15 第7回 運営委員会 3/24 次年度役員選考	2/10 第6回 運営委員会 3/5 校内花植え作業 3/15 第7回 運営委員会 3/24 次年度役員選考	1月 「ふれあい」8号発行 2/10 第6回 運営委員会 2月 「ふれあい」9号作成・編集 3/5 校内花植え作業 3/10 「ふれあい」9号発行・仕分け 3/15 第7回 運営委員会
R4 年 度 4 月	4/15 委員長、副委員長決め 4/19 新旧評議委員会	4/15 委員長、副委員長決め 4/19 新旧評議委員会	4/8 次年度役員選考 4/14 委員長、副委員長決め 4/19 新旧評議委員会

令和3年度 活動報告（学年委員会活動）

令和3年度

	1 学年	2 学年	3 学年
1 学期	4/9 長副決め、新旧引継ぎ 4/20 新旧評議委員会 5/11 第1回 運営委員会 5/28 臨時運営委員会 6/7 ふれあい活動振り分け ・決定通知書作成 ・配布 ・朝の挨拶運動の割り振り 6/17 第2回 運営委員会 6/30 あいさつ運動、実施メール配信 7/1 あいさつ運動実施	4/22 長副決め、新旧引継ぎ 5/11 第1回 運営委員会 5/28 臨時運営委員会 6/10 ふれあい活動振り分け ・決定通知書作成 ・配布 6/17 第2回 運営委員会	4/22 長副決め、新旧引継ぎ 5/11 第1回 運営委員会 5/28 臨時運営委員会 6/4 ふれあい活動振り分け ・決定通知書作成 ・配布 6/10 修学旅行について話し合い 6/17 第2回 運営委員会 7/6 修学旅行について話し合い 7/13 修学旅行について話し合い
2 学期	8/26 第3回 運営委員会 9/30 第4回 運営委員会 10/12 体育祭感想文依頼文書作成・配布 10/12 ひがし文化発表会感想文 依頼文書作成 10/20 ひがし文化発表会感想文依頼文書配布 11/1 あいさつ運動実施 11/4 第5回 運営委員会 11/30 感想文添削作業 12/1 あいさつ運動実施	8/26 第3回 運営委員会 9/7 修学旅行意見交換 ・アンケート作成 9/28 修学旅行 アンケート配信 9/30 第4回 運営委員会 10/4 修学旅行 アンケート締切 10/6 2学年委員会（修学旅行に関して） 11/4 第5回 運営委員会 11/10 2学年委員会（修学旅行に関して） 11/ 感想文添削 12/9 2学年委員会 （修学旅行、学級懇親会について）	8/26 第3回 運営委員会 9/30 第4回 運営委員会 卒業記念品話し合い（LINE） 11/4 第5回 運営委員会 卒業記念品依頼書配布作業 11/15 第2回進路説明会受付 12/6 卒業記念品再依頼メール配信 12/7 感想文添削 卒業記念品打合せ
3 学期	1/11 あいさつ運動実施 2/1 あいさつ運動（中止） 2/10 第6回 運営委員会 3/1 あいさつ運動（中止） 3/5 校内花植え作業 3/15 第7回 運営委員会	1/12 修学旅行説明会受付・学級懇談会 2/10 第6回 運営委員会 2/28 2学年委員会（オンライン） 3/5 校内花植え作業 3/15 第7回 運営委員会	12/-2/ 卒業記念品打合せ、手配 1/12 卒業記念品依頼締切メール配信 1/20 オンライン授業について回答（校長先生） 2/10 第6回 運営委員会 3/5 校内花植え作業 3/10 卒業記念品報告書配布作業 3/11 卒業記念品報告書配布 3/15 第7回 運営委員会
R4 年度 4 月	4/8 次年度役員選考 4/8 委員長、副委員長決め 4/19 新旧評議委員会	4/8 次年度役員選考 4/14 委員長、副委員長決め 4/19 新旧評議委員会	4/8 次年度役員選考 4/15 委員長、副委員長決め 4/19 新旧評議委員会

第2号議案

令和3年度 新宮東中学校PTA 収支決算報告書

1 一般会計

(1) 収入の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	収入済額	増 減	説 明
1 会 費	1,164,160	1,169,300	5,140	【保護者】 $401 \times 2,720 = 1,090,720$ 【職 員】 $28 \times 2,720 = 76,160$ (月額220・4・5月は260) ※増減額は年度途中の転出入等による
2 繰 越 金	488,160	488,160	0	前年度繰越金
3 補 助 金	100,000	117,700	17,700	町PTA連合会
4 利 息	5	8	3	預金利息
5 雑 収 入	100,000	111,578	11,578	校内自動販売機、廃品回収 等
合 計	1,852,325	1,886,746	34,421	

(2) 支出の部

項 目	予 算 額	支出済額	増 減	説 明
1 事 務 費	400,000	401,046	△1,046	印刷機リース代、事務用品、パソコン、コピー機 等
2 会 議 費	50,000	31,694	18,306	役員、運営委員会、会計監査 等
3 活 動 費	500,000	330,642	169,358	専門委員会活動費、PTA保険、会報印刷代 等
4 研修・旅費	200,000	0	200,000	研修参加費
5 渉 外 費	200,000	11,500	188,500	役員、運営委員会交際費 等
6 教育振興費	250,000	284,236	△34,236	学校行事協力、部活動補助、生徒会活動補助、テント代、メガホン等
7 諸 負 担 金	70,000	79,130	△9,130	県P、区P、町P負担金
8 慶 弔 費	20,000	8,000	12,000	香典、初盆供物料
9 記 念 品 費	40,000	29,000	11,000	PTA役員退任記念料、転出職員記念料
10 予 備 費	122,325	0	122,325	
合 計	1,852,325	1,175,248	677,077	

(3) 差引残高

収入総額

—

支出総額

=

次年度への繰越額

1,886,746

1,175,248

711,498

令和3年度 新宮東中学校PTA 会計監査報告書

新宮町立新宮東中学校PTA規約第10条の2の規定による会計監査を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施年月日 令和4年4月5日（火）
- 2 実施場所 新宮東中学校PTA室
- 3 対象事項 令和3年度新宮東中学校PTA普通会計
- 4 監事意見 令和3年度の新宮東中学校PTA収支
決算書及び諸帳簿等を監査した結果、
決算数値に間違いはなく、諸帳簿等も
適正に処理されていたことを認めます。

監事

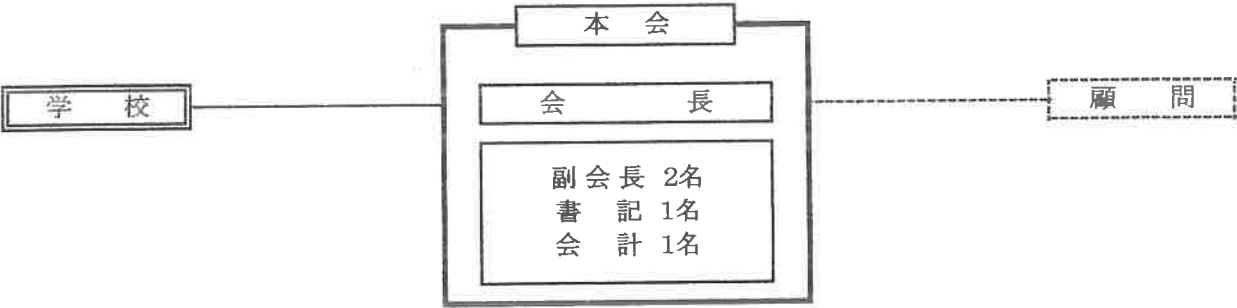
柴田 真治 

監事

森 明子 

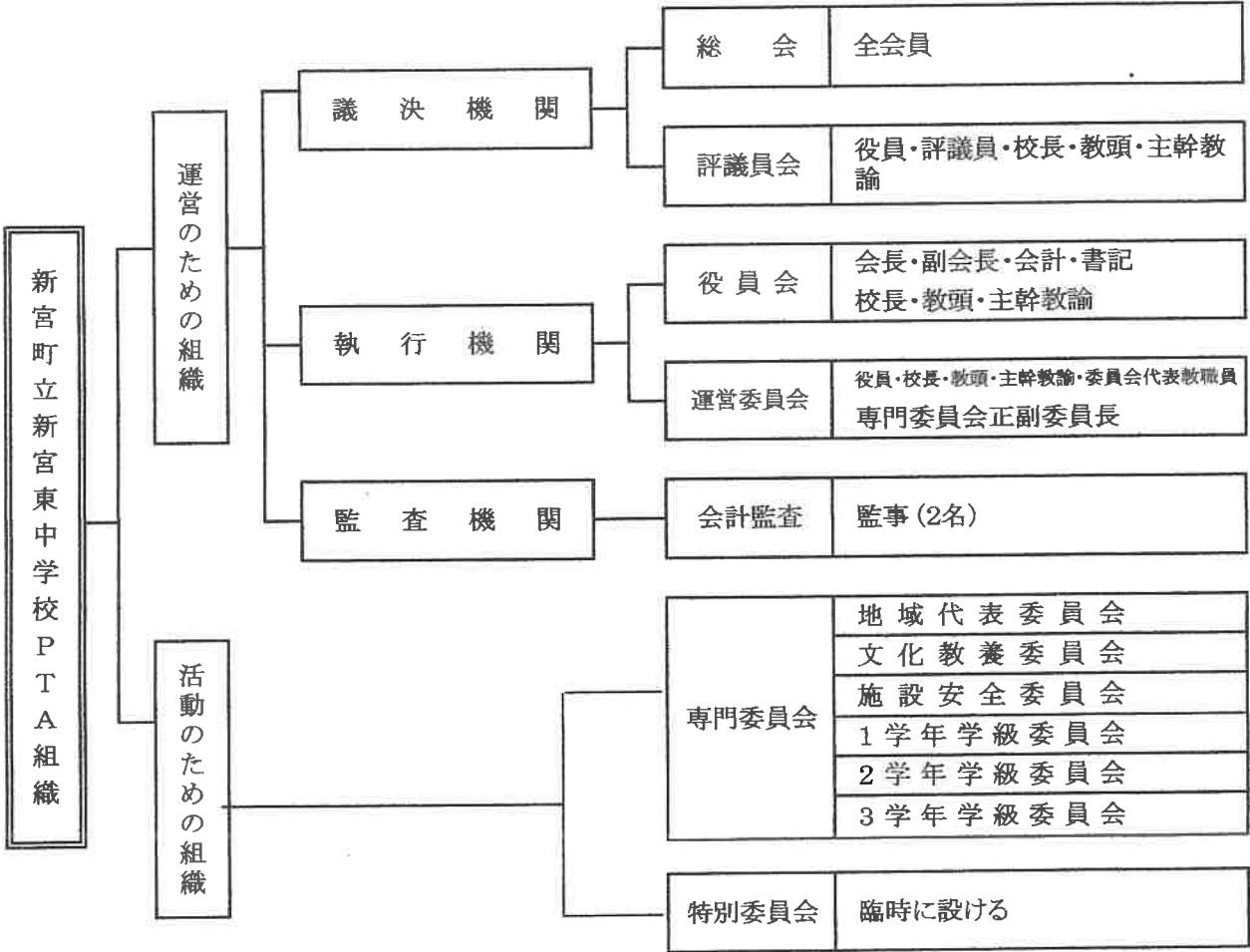
第3号議案

令和4年度 新宮東中学校PTA 組織表



評 議 員					
地域代表	施設安全	文化教養	1学年	2学年	3学年
委員長	委員長	委員長	委員長	委員長	委員長
副委員長	副委員長	副委員長	副委員長	副委員長	副委員長
10名	10名	12名	8名	8名	8名
地域選出評議員で構成		学級選出評議員で構成			

- ※ 地域代表・施設安全委員は、各地域で選出された地域選出評議員で構成される。
- ※ 文化教養・学年委員は、学級より選出される学級選出評議員で構成される。
(学級選出評議員は、各学級から3名選出され、2名は学級委員、1名は文化教養委員に属する。)
- ※ 選考委員は、施設安全委員で構成される。



新宮東中学校 PTA 役員選出について

多くの保護者が、PTA 活動に積極的に参加するため、役員選出時にポイント制を導入することにより、平等に役員選出を行うことを目的とする。

ポイントについて

子ども 1 人に対して、当該子どもが中学校を卒業するまでに、1 ポイントを取得することを原則とし、PTA 活動を 1 年通じて行った場合に、下記表によるポイントを取得できる。

活動内容	取得ポイント数
専門委員	1 ポイント
専門委員長、副委員長	2 ポイント
本会役員 (会長、副会長、書記、会計)	永久ポイント

※活動実績が半数以下の場合、PTA 会長の判断によりポイント取得とみなされない。

役員選出の免除について

役員選出時、下記に該当する場合は免除の対象とする。

- (1) ポイント取得者（入学前のポイントも有効とする）
- (2) 該当年度に各地域（行政区）で、役員（区長、副区長、会計、分館（公民館）主事、書記などの行政区の執行部）をされる方（組長は免除対象外）
- (3) 該当年度に各行政区の育成会の会長をされる方（その他の役員は免除対象外）
- (4) 該当年度に幼稚園、保育園及び小学校で P T A 執行部及び正・副委員長をされる方
- (5) 3 歳未満の子供がいる方、妊娠されている方
- (6) 家庭環境等の理由で事前に新宮東中学校長へ直接相談し、校長から本会役員に免除依頼があった方

その他

免除対象の保護者が積極的に参加を希望している場合は、役員として活動できる。

転入してきた場合もポイントの取得を必要とするが、以前の学校での実績は、その都度協議する。また、制定前の新宮東中学校の活動実績はポイント換算し付与するものとするが、新宮中学校の活動実績については原則として除外する。

新宮東中学校 P T A 本会役員

構成について

【令和4年4月作成】

	令和元年度 (第1期)	令和2年度 (第2期)	令和3年度 (第3期)	令和4年度 (第4期)	令和5年度 (第5期)	令和6年度以降 (4年サイクル)			
会長	新東小	立花小 ★	新東小 ☆	立花小 ◆	新東小 ◇	立花小 ★	新東小 ☆	立花小 ◆	新東小 ◇
副会長	立花小 ★	新東小 ☆	立花小 ◆	新東小 ◇	立花小 ★	新東小 ☆	立花小 ◆	新東小 ◇	立花小 ★
副会長	新東小	新東小 ★	新東小 ☆	新東小 ◆	新東小 ◇	新東小 ★	新東小 ☆	新東小 ◆	新東小 ◇
書記	立花小	新東小 ☆	新東小 ◆	新東小	立花小	新東小	立花小	新東小	立花小
会計	新東小 ★	新東小	立花小	新東小 ◇	新東小 ★	新東小 ☆	新東小 ◆	新東小 ◇	新東小 ★

※2年任期の役職は、次年度に同じ印が付いている。

※構成について立候補等による場合は、その都度協議する。

役員割について

- ① 1年め：副会長 → 2年め：会長
- ② 1年め：会計 → 2年め：副会長
- ③ 書記 1年任期

本会役員の構成	
設立時	新宮東小校区3名、立花小学校区2名
令和2年度～	新宮東小校区3～4名、立花小学校区1～2名

(生徒数の割合 新宮東小校区約8割 立花小学校区約2割)

第4号議案

令和4年度 新宮東中学校PTA活動計画（案）

<活動方針>

- 1 保護者と連携した積極的なPTAの活動の推進
- 2 安全、安心な教育環境整備に向けた関係機関との協力体制の確立
- 3 積極的な情報発信と情報共有による地域、保護者、学校との相互理解の推進

月	本 会	地 域 代 表	施 設 安 全	文 化 教 養	1 学 年	2 学 年	3 学 年
	4/19新旧評議員会、4/30PTA総会（書面決議）						
5	役員会 体育会 各委員選出 町P連絡会	委員会 体育会 地域名簿作成	委員会 体育会	委員会 体育会 体育会撮影	委員会 体育会 ふれ活振り分け	委員会 体育会 ふれ活振り分け	委員会 体育会 ふれ活振り分け
6	役員会	委員会	委員会	委員会 PTA新聞発行	委員会 体育会感想文	委員会 体育会感想文	委員会 体育会感想文
7	役員会 指導者研修会	委員会 地域集会(全体) PTA新聞回覧依頼	委員会 通学路危険箇所点検	委員会	委員会 朝の挨拶運動	委員会	委員会 進路説明会受付
8	役員会 日P・九P	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会
9	役員会 竹灯籠	委員会	委員会	委員会 竹灯籠撮影	委員会 学級懇談会 竹灯籠感想文 朝の挨拶運動	委員会 学級懇談会 竹灯籠感想文	委員会 竹灯籠感想文
10	役員会 文化発表会・ 合唱コンクール	委員会	委員会 役員選考活動 (開始)	委員会 文化・合唱撮影	委員会 文化・合唱感想文 朝の挨拶運動	委員会 文化・合唱感想文	委員会 文化・合唱感想文
11	役員会	委員会	委員会 役員選考活動 廃品回収	委員会 町P講演会手伝い	委員会 朝の挨拶運動	委員会 修学旅行説明会	委員会 進路説明会受付
12	役員会	委員会 PTA新聞回覧依頼	委員会 役員選考活動	委員会 PTA新聞発行	学級懇談会 朝の挨拶運動	学級懇談会	
1	役員会	委員会	役員選考活動 (終了予定)	委員会	朝の挨拶運動		
2	役員会	委員会 地域集会(各地区)	委員会	委員会	委員会 学級懇談会 朝の挨拶運動	委員会 学級懇談会	委員会 卒業記念品準備
3	役員会 総会・評議員会準備	委員会 PTA新聞回覧依頼	委員会	委員会 PTA新聞発行	委員会 朝の挨拶運動	委員会 花植え作業	
備考	(1)新型コロナウイルス感染の影響により事業の大幅な変更の可能性があります。 (2)運営委員会は、役員及び各正副委員長で構成し、同日開催の本会后に開催します。 (3)評議員会は必要に応じて随時開催します。						

第5号議案

令和4年度 新宮東中学校PTA 収支予算書（案）

1 一般会計

(1) 収入の部

(単位:円)

項 目	本 年 度	前 年 度	増 減	説 明
1 会 費	1,166,880	1,164,160	2,720	【保護者】 $401 \times 2,720 = 1,090,720$ 【職 員】 $28 \times 2,720 = 76,160$ (月額 $220 \cdot 4 \cdot 5$ 月は260)
2 繰 越 金	711,498	488,160	223,338	前年度繰越金
3 補 助 金	100,000	100,000	0	町PTA連合会
4 利 息	8	5	3	預金利息
5 雑 収 入	100,000	100,000	0	校内自動販売機、廃品回収 等
合 計	2,078,386	1,852,325	226,061	

(2) 支出の部

項 目	本 年 度	前 年 度	増 減	説 明
1 事 務 費	300,000	400,000	$\Delta 100,000$	印刷機リース代、事務用品、コピー用紙、コピー機 等
2 会 議 費	50,000	50,000	0	役員、運営委員会、会計監査 等
3 活 動 費	400,000	500,000	$\Delta 100,000$	専門委員会活動費、PTA保険、会報印刷代 等
4 研修・旅費	500,000	200,000	300,000	日P・九P、県P、区P、研修参加費、研修旅費 等
5 渉 外 費	250,000	200,000	50,000	役員、運営委員会交際費、来賓謝礼等
6 教育振興費	300,000	250,000	50,000	学校行事協力、研修補助、部活動補助、生徒会活動補助、体育会テント等
7 諸 負 担 金	70,000	70,000	0	県P、区P、町P負担金
8 慶 弔 費	20,000	20,000	0	香典、初盆供物料
9 記 念 品 費	40,000	40,000	0	会長・役員退任記念料、転出職員記念料、来賓用紅白饅頭 等
10 予 備 費	148,386	122,325	26,061	
合 計	2,078,386	1,852,325	226,061	

第6号議案

令和4年度『ふれあい活動』

本校がある「ふれあいの丘」は、新宮町の防災・減災活動および生涯学習・スポーツ拠点として様々な活動が行われており、子どもたちが安全・安心によりよい学校生活を送るためには、保護者と学校と地域との連携が不可欠と考えております。全ての保護者が、学校、地域、そして子どもたちに関わる様に、本校PTAでは、「ふれあいの丘から始まるCS(コミュニティスクール)活動」、略して「ふれあい活動」、更に略して「ふれ活」と、皆様に親しまれるネーミングにて、活動を行っております。令和4年度も“ふれあい”活動を実現しましょう！

1. 朝の交通安全・あいさつ運動

先生方とともに、朝の通学時間帯に街頭に立ち、交通安全のため声をかけるあいさつ運動です。あらかじめ決められた場所での指導です。7時40分～8時5分の25分間です。

1学年学級委員会が実施計画を立てます。

2. 行事の感想文「子どもたちに自信と誇りを」 【3つのうちひとつを選択】

体育会・ひがし竹灯籠・ひがし文化週間のうち1つを選んでいただき、100～200字程度の感想文を提出していただきます。子どもたちのいい所をたくさん見つけましょう。子どもたちに自信と誇りを！大人にも自信と誇りを！全学年学級委員会が中心となります。

3. 廃品回収【11月】

年に一度、地域の方々をお願いして廃品を回収してPTAの収益をあげると共に、保護者同士、先生・地域の方々と交流する機会となっています。たくさんの方に参加していただき、回収率のアップをめざします。施設安全委員会が実施計画を立てます。

4. 講演会【1月】

年に一度、文化・スポーツ・教育など様々なジャンルの方をお招きして学ぶ講演会を開催しています。携帯電話やネットのこと、性教育や不登校など子どもを取り巻く課題やテーマは毎年異なりますが、一流の方から学ぶ貴重な機会です。1時間半から2時間程度です。

文化教養委員会が実施計画を立てます。

5. 校内除草・花植え作業【3月】

卒業式に向けて、校内の除草・花植え作業を行い、きれいになった学校で3年生を送り出す活動です。午前9時から1～2時間程度です。2学年学級委員会が実施計画を立てます。

* 尚、新たな事業を計画する可能性があります。

子どもに関わる場を、PTA活動で！
♪ ふれあい活動 ♪
顔の見えるお付き合いで地域防災力を高めましょう！

新宮町立新宮東中学校PTA規約

第一章 総則

(名称)

第1条 この会は、新宮東中学校PTA(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、新宮東中学校内に置く。

(目的)

第3条 本会は、学校、家庭、地域の積極的な協力により、生徒の健全育成を図ることを目的とする。ただし、政党や宗教、営利団体に左右されず、学校行政や教育方針に干渉しない。

(活動内容)

第4条 本会の目的を達成するために、次の各号に該当する活動(事業)を実施する。

- (1) 会員の知識、教養の向上に関すること。
- (2) 校内外における生徒の生活指導に関すること。
- (3) 学校施設、設備及び校外整備等の充実、改善に関すること。
- (4) 会員及び生徒の保健安全と福祉厚生に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

第二章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、次の各号の該当者とする。

- (1) 在校生の両親または保護者
- (2) 本校の教職員
- (3) 本校の通学区内に居住し、会の目的に賛同する者で評議員会の承認を受けた者

(会費)

第6条 会員は、次の定められた会費を必ず納付しなければならない。

- (1) 会費は、月額220円(4月、5月は260円、年額2,720円)とする。
- (2) 特別の事由がある場合は、協議の上、認められる場合は、会費を全額又は一部を免除することができる。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、すべての平等の権利と義務を有する。

第三章 役員

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 保護者から選出
- (2) 副会長 2名 保護者から選出
- (3) 書記 2名 保護者、教職員から各1名選出
- (4) 会計 1名 保護者から選出

(役員の職務)

第8条の2 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統轄し、会合を主催し外部に対して会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
- (3) 書記は、次に掲げる記録を正確かつ安全に保管し、毎年度末に後任者へ引き継ぐ。
 - ア 規約(修正等を含む)
 - イ 当該年度の人事録
 - ウ 会議の議事要録
 - エ 役員会及び委員会の報告書
- (4) 会計は、会の経費を収納し、役員会もしくは会長の承認を得て経費の支出を行う。会計簿は随時、会員の何人でも点検することができる。毎年度末に、該当年度の決算報告書を総会に提出して、全会員に報告する。

(役員の選出)

第8条の3 役員は、選考委員会において選出し、総会の承認を得る。ただし、評議員との兼任はできない。

- 2 選考委員会は、施設安全委員会をもって構成する。ただし、必要に応じ、役員会、顧問、その他の施設安全委員会に、出席又は意見を求めることができる。

(役員の任期)

第8条の4 役員の任期は当該年度の総会で選出されたときから、次年度の総会で新役員が選出されるまでとし、再任は妨げない。ただし、転校その他の事情により、本人の辞退ある場合は、選考委員会において選出補充し、任期は残任期間とする。

(顧問)

第9条 役員の相談役として、顧問1名を置くことができる。

(顧問の職務)

第9条の2 顧問は、会長の招集を受けた場合、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(顧問の選出)

第9条の3 顧問は、必要に応じて会長が委嘱する。

2 顧問は、直近の本会役員が望ましい。

(顧問の任期)

第9条の4 顧問の任期は、当該年度の総会で選出され、会長から委嘱を受けたときから、次年度の総会で新役員が選出されるまでとし、再任はできない。

第四章 監事

(監事)

第10条 本会の経理を監査するために、2名の監事を置く。ただし、評議員との兼任はできない。

(監事の職務)

第10条の2 監事は、総会及び評議員会において、監査報告を行わなければならない。

2 監事は、年1回以上の会計監査を行わなければならない。

(監事の選出)

第10条の3 監事は、選考委員会において選出し、総会の承認を得る。

2 監事は、直近の本会役員が望ましい。

(監事の任期)

第10条の4 監事の任期は、当該年度の総会で選出されたときから、次年度の総会で新監事が選出されるまでとし、再任はできない。ただし、転校その他の事情により、本人の辞退ある場合は、選考委員会において選出補充し、任期は残任期間とする。

第五章 機関

(種類)

第11条 本会に、次に掲げる機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 評議員会
- (3) 役員会
- (4) 運営委員会
- (5) 委員会

第一節 総会

(構成)

第12条 総会は、本会の最高議決機関であって、全会員をもって構成する。

(招集)

第13条 総会は、毎年1回定期に開き、会長が招集する。ただし、次の各号に該当する場合、会長が随時に招集することができる。

- (1) 会長が必要と認めた場合。
- (2) 全会員の10分の1以上の要請があった場合。

(権限)

第14条 総会は、次の各号に掲げる事項を決める。

(1) 規約の改正と会費の決定

(2) 予算、事業計画の審議決定と決算、事業報告の承認

(3) 役員並びに評議員の承認

(4) 評議員会に対する委任事項の決定

(5) その他本会の目的を達成するために必要な事項の決定

第二節 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、総会に次ぐ議決機関であって役員会、評議員をもって構成する。

(選出方法)

第16条 評議員は、次の方法で年度始めに選出する。

- (1) 各地域から、原則として2名選出する。ただし、会員数その他により、その数は細則に定める。
- (2) 各学級より3名を選出する。
- (3) 教職員から、若干名選出する。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 評議員に欠員を生じた場合は、必要に応じその選出区分から選出補充するものとし、任期は残任期間とする。

(招集)

第18条 評議員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会から委任された事項
- (2) 総会議案
- (3) 本会運営及び事業企画
- (4) 各委員会の立案計画事項
- (5) その他必要な事項の調査並びに研究

第三節 役員会

(構成)

第20条 役員会は、役員、校長、教頭、主幹教諭をもって構成する。

(任務)

第21条 役員会は、本会の活動内容及び重要事項等について審議する。

(招集)

第22条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

第四節 運営委員会

(構成)

第23条 運営委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 役員
- (2) 各専門委員会の正副委員長
- (3) 校長、教頭、主幹教諭

(任務)

第24条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 総会、評議員会により委任された事項
- (2) 総会、評議員会に提出する原案の作成
- (3) 各委員会の連絡調整
- (4) 本会の運営に必要な事項

第五節 委員会

(種類)

第25条 委員会は、次に各号に掲げる委員会をいう。

- (1) 専門委員会
- (2) 特別委員会

(専門委員会)

第26条 専門委員会は、地域代表、施設安全、文化教養、学年の各委員会を置く。

(各委員会の構成)

第26条の2

- (1) 各委員会は、評議員及び教職員をもって構成し、委員は会長が委嘱する。
- (2) 地域選出評議員による専門委員会
ア 地域代表委員会及び施設安全委員会は、地域選出の評議員によって構成する。
- (3) 学級選出評議員による専門委員会
ア 学年委員会は、各学級の保護者から2名の学級委員を選出し、学年ごとに学級委員会を構成する。
イ 文化教養委員会は、各学級の保護者から1名を選出し、構成する。
ウ 学級選出評議員の任期は、1年とし、地域選出評議員との兼任はできない。
- (4) 各委員長、副委員長は、委員の互選により選出する。ただし、学年委員会は、3年の委員長を代表委員長とする。

(各委員会の職務)

第26条の3 専門委員会の任務はつぎのとおりとする。

- (1) 地域代表委員会は、地域での活動推進のために、必要に応じ地域で会合を設け目的の達成を図る。
- (2) 施設安全委員会は、教育環境の整備、安全

対策、施設の充実等に当たる。

(3) 文化教養委員会は、機関紙の発行、講演会、研究会、視察会等、会員の教育向上を図るとともに、生徒の校外生活の状況を把握し、学校との連携等、生活指導に協力する。

(4) 学年委員会は、各学年における教育上の諸問題等について、保護者と学校との連携を図る。

(5) 各学級から選出された文化教養委員は、各学級の学級委員長の補佐を行う。

(各委員会の招集)

第26条の4 各委員会は、会長の承認を受け、委員長が必要に応じ招集する。

(特別委員会)

第27条 特別委員会は、緊急又は特定の目的を遂行するために、臨時的に設置することができる。

第六章 会議

(定数)

第28条 各種会議は、構成員の2分の1以上の出席で成立する。ただし、総会、評議員会は委任状を認める。

(表決)

第29条 会議の表決は、出席者の2分1以上の同意を要する。

第七章 会計

(経費)

第30条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第31条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第八章 雑則

(細則の制定)

第32条 この規約を補則するためには、評議員会で細則を制定することができる。

(慶弔規定)

第33条 本会の慶弔規定は、細則に定める。

附 則

この規約は、平成31年4月27日から施行する。

令和2年4月25日一部改訂

新宮町立新宮東中学校PTA細則

(地域の区分)

第1条 規約第16条第1項第1号による地域選出評議員は、次のとおりとする。

(1) 地域別評議員数

地域名	評議員数	地域名	評議員数
立花口の野	2	上府	2
花立花	2	夜臼1	2
原上	2	夜臼2	2
フーネ新宮	2	夜臼3	1
三代	3	夜臼4	2

(2) 評議員数1名の地域は、地域代表評議員とし、4名の地域は、地域代表評議員2名、施設安全評議員2名とすること。

(3) 地域に生徒がいない場合は、その地域の評議員は選出しない。

(慶弔規定)

第2条 規約第33条による慶弔規定は、次のとおりとする。

(1) 会長及びその他の役員に対する記念料は、年ごとに次のとおりとする。

- ア 会長 5千円
- イ その他の役員 3千円

(2) 教職員、転退職の場合、記念料は、次のとおりとする。

- ア 校長 初年度2千円、以降1年につき1千円
- イ 教頭 初年度2千円、以降1年につき1千円
- ウ 教職員 1年につき1千円

(3) 会員その他死亡の場合、香典料は、次のとおりとする。

- ア 会員 5千円
- イ 生徒 5千円

(4) 会員その他、初盆の場合、香典料は、次のとおりとする。

- ア 会員 3千円
- イ 生徒 3千円

(5) その他、必要と認めた事項については、会長、校長、協議の上取り計らい、評議員会に報告する。

(細則の改正)

第3条 この細則の改正は、評議員会の議決によるものとする。

附 則

この細則は、平成31年4月27日から施行する。